

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(5) 新たな分野の統計の整備	○ 気候統計（気温、降水量、降雪量、異常気象、平年値、平年からの乖離度とそのトレンド、地域間のばらつきの指標など）の整備を推進する。	気象庁	平成 21 年度から実施する。
ア 環境統計の段階的な整備	○ 気候統計を活用して気候変動に関する科学的分析や国民への普及啓発を行う。また、関係府省と協力して、この数年内に、気候変動による被害（人間、農作物、建築物等）に関する統計を整備する。	環境省	平成 21 年度から実施する。
	○ 新設の「エネルギー消費統計調査」の調査項目や精度が、政策立案に十分であるかどうかについて、回収率、調査結果等から十分に吟味・検討する。	資源エネルギー庁	平成 21 年度から検討する。
	○ 総務省（統計局）は、環境省と共同して、各世帯のエネルギー消費の実態（電力、都市ガス、プロパンガス、灯油、ガソリン等）と耐久財の保有状況の関係を世帯属性ごとに把握できるような統計を作成する。	総務省、環境省	平成 21 年度から実施する。
	○ 新エネルギー関連の一次統計については、必要に応じて適宜データを精査し、新エネルギーなど再生可能エネルギーについての公的な一次統計の作成について検討を開始する。	関係府省	平成 21 年度から検討する。
	○ 総合エネルギー統計については、政策立案や地球温暖化対策を実施しうよう、速報値の公表について早期化に努める。そのためには、関係府省は、総合エネルギー統計の作成に利用する基礎統計についても前年度データの速報値をできるだけ早期に利用できるような努める。	資源エネルギー庁、関係府省	平成 21 年度から実施する。
	○ 廃棄物・副産物の把握に関する統計をいかに整備するかについて、検討する場を設ける。	関係府省	平成 21 年度から実施する。
	○ 総務省（政策統括官（統計基準担当））及び経済産業省と協力して、環境分野分析用の産業連関表を充実についての検討を開始する。	環境省	平成 21 年度から実施する。
	○ 総務省（統計局）を始め関係府省と協力して、この数年内に環境統計と経済社会領域統計（人口、経済活動、建築、建設物、社会施設等）を地理情報上に結び付けて、領域環境統計を構築することの検討を開始する。	環境省	平成 21 年度から検討する。
イ 観光に関する統計の整備	○ 「旅行・観光消費動向調査」及び「宿泊旅行統計調査」について充実・整備を図る。	観光庁	平成 22 年度までに実施する。

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 地方公共団体が採用可能な共通基準を策定するとともに、各都道府県が、共通基準に則って、都道府県間の比較が可能な観光統計を整備することができるように、必要な調整を行う。	観光庁	平成 22 年度までに実施する。
	○ 内閣府の協力を得て、観光がもたらす経済効果の国際間比較をより正確に行うことが可能となるように、観光サテライト勘定（TSA）の整備について検討を進めるとともに、観光サテライト勘定（TSA）の本格的な作成及び公表を行う。	観光庁	平成 22 年度までに実施する。
(6) グローバル化の進展に対応した統計の整備	○ 平成 21 年の「経済センサス-基礎調査」に基づく企業の母集団情報の提供を受けて、輸出入行動を当該企業の企業特性（外資比率等）と関連付けて、新たな統計情報の作成に向けて、検討を開始する。	財務省	平成 21 年度から検討する。
	○ 所管の行政記録情報である輸出・輸入申告書の貿易形態別の一部の情報（委託加工など）を貿易統計に反映させる。	財務省	平成 21 年度から検討する。
	○ 海外子会社について、国内親会社に対する一括調査を基幹統計調査として実施することの可能性について、検討する。	経済産業省	平成 21 年度から検討する。
	○ 適法な在留外国人の台帳制度等についての検討状況を踏まえ、「登録外国人統計（在留外国人統計）」及び「出入国管理統計」における集計の充実（毎年次、性・年齢各歳別人口、配偶関係別人口、性・年齢・世帯人員別世帯数（+国籍別）；在住期間別）について検討する。	法務省	平成 25 年までのできるだけ早い時期を目途に結論を得る。
	○ 「人口動態統計」における外国人についての集計の充実（特に年齢別）について検討する。	厚生労働省	平成 21 年中に結論を得る。
(7) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	○ 「労働力調査」等の雇用・労働関係の調査において、有期雇用契約期間の実態把握のため、調査事項の改善について検討する。なお、検討に際しては、雇用者に関する用語や概念に関し、利用者が混乱しないような措置についても併せて検討するものとする。	各調査の実施府省	原則として平成 21 年中に（ただし、周期調査については、平成 21 年以降に到来する調査の企画時期までとする。）結論を得る。

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 実労働時間のより適切な把握の観点から、世帯サイドの雇用・労働関係の統計調査において、ILOの国際基準も踏まえた上で調査事項の見直しについて検討する。	総務省、厚生労働省	原則として平成21年中に（ただし、周期調査については、平成23年以降に到来する調査の企画時期までとする。）結論を得る。
	○ 労働時間を捉えた統計をより有効に活用できる環境を整備する観点から、「社会生活基本調査」において、個人の年間収入、健康状態など、労働時間その他の生活時間の分析に資する事項の追加について検討する。	総務省	平成23年調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 「雇用動向調査」等を元にして雇用創出・消失指標を推計し、公表する。	厚生労働省	平成24年末までに実施する。
	○ 経済産業省と協力して、ビジネスレジスターの整備を待って、「毎月勤労統計調査」や「賃金構造基本統計調査」と、「工業統計表」等とのリンケージを図るため、共通キーを持たせること等によって、employee-employer データを整備する。	厚生労働省	ビジネスレジスターの整備状況を踏まえ、速やかに実施する。
	○ 平成22年を目途に、非正規雇用の実情を、少なくとも年に一度以上の頻度で継続的に把握する統計調査を毎年実施する。	厚生労働省	平成22年を目途に実施する。
	○ 総務省と協力して、地域別労働市場の政策立案と評価が可能となるような失業率指標の作成について、『雇用保険事業月報』に掲載の都道府県別（あるいは公共職業安定所管内別）の雇用保険被保険者数と受給者実人数を「就業構造基本調査」あるいは「労働力調査」の情報で補正して作成することを検討する。	厚生労働省	平成21年度から検討する。
	○ 「労働力調査」において既に公表している前月比較による労働力フローのデータに加えて、「労働力調査」を利用して、性別、年齢別、産業別、職種別に、前年同月時点での就業者・失業者については現在の就業状態、離職の有無、転職の有無を、前年同月時点で非労働力である者については現在の就業状態を示す分析指標の推計・作成について検討する。	総務省	平成25年度末までを目途に結論を得る。

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担 当 府 省	実 施 時 期
	○ 関係府省等と協力して、ハローワークを通じた求人・求職活動のみではなく、他のルートによる求人・求職活動を含めた総合的な労働の需給動向を示す指標について、ハローワーク以外の求人数の把握方法、世帯調査を通じた求職状況に関する統計情報の利用可能性や、費用対効果なども含め、その実現可能性について検討する。	厚生労働省、 総務省	平成 21 年度から検討する。
(8)その他	○ 「平成 22 年国勢調査」の実施状況を踏まえ、残された調査実施上の課題について、27 年以降の「国勢調査」において、更なる見直し・改善を図るとともに、調査の内容面について、広く世の中のニーズを踏まえて検討する。	総務省	平成 27 年調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 住宅・土地に関する統計体系について検討する。 *上記の検討に当たっては、①「住宅・土地統計調査」と「国勢調査」との関係や在り方の見直し、②「住宅・土地統計調査」への「住生活総合調査」の統合に係る是非及び可否、③ハードウェア面だけでなく、価格、購入者が誰か、経済状況等の経済・家族面を把握する、などの観点を踏まえる必要がある。	総務省 (関連：国土 交通省)	平成 25 年調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 「医療施設調査」及び「患者調査」について、記入者負担の軽減及び統計調査の効率化の観点から、医療機能情報提供制度やレセプトの電子化等の推進状況を踏まえ、平成 23 年調査以降への行政記録等の活用可能性について検討する。	厚生労働省	平成 23 年調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 「犯罪被害実態（暗数）調査」におけるサンプル数の拡充等による精度向上について検討する。	法務省	平成 24 年調査の企画時期までに結論を得る。

「第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項」部分

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担 当 府 省	実 施 時 期
1 効率的な統計作成 (1) 行政記録情報の活用	○ 「経済センサスー活動調査」の母集団情報の整備に当たり、厚生労働省の協力を得て、同省が実施を予定している「労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画」等により提供される予定の労働保険及び雇用保険の適用事業所情報を活用する。	総務省	平成 23 年度の「経済センサスー活動調査」において活用する。
ア WGの審議で行政記録を活用すべきとされた統計調査	○ 住民基本台帳データを活用して集計している住民基本台帳人口移動報告における表章の詳細化の必要性や個人が特定されないための表章方法等について、現行よりも詳細なデータの提供について地方公共団体の了解を得た上で、必要なデータの活用について早期の実現を図る。	総務省	平成 21 年度から具体的検討を開始する。
	○ 法人企業統計調査への有価証券報告書データの活用の早期実現に向けて、集計システムの改修等技術的課題等を検討する。（「第2 2(2)イ ビジネスレジスターの充実と拡張」と関連）	財務省	平成 21 年度から具体的検討を行う。
	○ オーダーメイド集計の形態によって作成された税務データの集計表について、各種経済統計における収集データの欠測値等の推計や補完などへの活用のための技術的課題、リソースの負担方法等について検討を行い、早期の実現を図る。	財務省、 経済産業省 等	平成 21 年度から具体的検討を行う。
イ 統計委員会の答申において行政記録の活用を検討すべきとされた統計調査	○ 漁業センサスへの漁船登録データの活用、法人土地基本調査への固定資産課税台帳データの活用、医療施設調査への医療機能情報提供制度の活用など、統計委員会の答申において行政記録の活用を検討することとされた統計調査については、答申に基づき行政記録の積極的な活用を検討する。	関係府省 (農林水産省、国土交通省、厚生労働省等)	統計調査ごとに次回調査の企画時期までに検討し、結論を得る。
ウ 行政記録の調査の原則化	○ 取組の方向性を踏まえ、調査実施計画の策定の際、行政記録の有無・活用の効果等について事前に調査・検討する。 ○ 総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議に当たっては、行政記録に係る事前調査状況を確認し、必要に応じ、保有機関に対する協力要請を行う。	各府省	平成 21 年度から実施する。
エ 保有機関における集計の	○ 作成機関が提供要請を行った行政記録について、合理的な理由に基づいて提供することが困難な場合、その代替措置として、作成機関からの要望に対応したオーダーメイド集計の形態に	各府省	平成 21 年度から実施する。

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担 当 府 省	実 施 時 期
活用	<p>よる集計表の作成等を行うことを原則とする。</p> <p>なお、この場合の費用等は、基本的には作成機関が負担することとする。</p>		
オ 行政記録の活用に関する環境整備	<p>○ 各府省の協力を得て、次の事項を検討する会議を設置する。</p> <p>① 行政記録の活用について、当該行政記録の保有機関のみならず、国民や企業の理解と協力の下に個別行政の適切な遂行が確保されるための具体的方策</p> <p>② 行政記録について、直接統計作成に利用できるか、直接利用できなくても補助情報として活用できるか、保有機関への影響等について実証的に検証する枠組み</p>	総務省	平成 23 年度末を目途に結論を得る。
(2) 民間事業者の活用	<p>○ 「郵送による実査」業務、「照会対応」業務等民間事業者のノウハウやリソースが活用できる業務については、積極的に民間事業者を活用する。</p>	各府省	平成 21 年度から実施する。
ア 民間事業者がノウハウ等を持つ業務分野での積極的な活用等	<p>○ 「調査員による実査」業務については、現時点の民間事業者の履行能力を勘案し、事業者における調査員の確保方法、調査員の能力・経験、調査員の指導・管理体制等の実情を的確に把握し、活用の可能性を十分に検討する。</p> <p>特に、以下の調査は、調査結果の精度が低下した場合、国の統計全体の精度や国政の運営に大きな悪影響が生じるおそれがあるため、慎重かつ十分に検討する。</p> <p>① 国が行う多数の統計調査の母集団フレームを提供することを目的とした調査（国勢調査、経済センサス）</p> <p>② 一定の行政分野（日本標準産業分類上の大分類に該当する産業の所管分野等）又は生活分野に関する国の統計調査（標本調査）の母集団フレームを提供することを目的とした調査（農林業センサス、国民生活基礎調査等）</p> <p>③ 閣議に定期的に報告され、調査結果が政府の経済財政運営の重要な基礎資料として利用されている調査（労働力調査、小売物価統計調査等）</p>	各府省	平成 21 年度から左記方針で対応する。
	<p>○ 総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議に当たっては、所管府省における民間事業者の活用に関する検討状況を確認する。</p>	内閣府、総務省	平成 21 年度から実施する。

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担 当 府 省	実 施 時 期
イ 民間事業者をより適正かつ効果的に活用するための環境整備	○ 「統計調査の民間委託に係るガイドライン」を改定し、統計調査の実施プロセスの管理、受託事業者への事業完了報告書の作成の明示等の措置を反映する。	総務省	平成 21 年度に実施する。
ウ 民間事業者の活用に関する不断の見直し・改善	○ 統計の品質に係る指標及び統計調査の実施プロセスの管理方法についての検討の場を設置し、検討する。	各府省	平成 22 年度から検討する。
	○ 統計調査業務に係る民間事業者の団体との意見交換等を通じた民間事業者の履行能力の実態把握及び民間事業者の活用効果の検証等を行うとともに、これらの情報の共有化を図るための場を設置し、毎年開催する。	各府省	平成 22 年度から実施する。
2 統計リソースの確保・有効活用 (1) 統計リソースの確保・配分の在り方、有効活用 ア 政府全体の調整機能の発揮	○ 各府省と協力し、新たな統計の作成、統計調査の実施等に際し、その策定等を支援する専門家集団を編成することについて、その可否を含めて検討する。	総務省	平成 22 年度から検討する。
イ 各府省の取組	○ 新たな統計の整備・提供ニーズに的確に対応しつつ、質の高い統計を提供するため、統計の体系的整備の推進及び報告者負担の軽減に加え、統計リソースの確保・有効活用の観点から、既存統計の見直し・効率化を行う。	各府省	平成 21 年度から実施する。

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会の情報基盤としてふさわしい統計を政府が責任を持って提供する観点から、基本計画の実施に必要なリソースを確保するよう措置する。</li> <li>○ 業務の内容に応じた必要な人材の量（特に、実査、審査、集計部門において重要な要素）と質（特に、企画、分析・公表部門において重要な要素）のバランスにも配慮しつつ、研修や人事交流の充実等により、国家公務員としての勤務年数の多くを統計関連業務に従事する職員（以下「中核的職員」という。）の確保に努力する。</li> <li>○ 国民経済計算について、3年間、研究者や中核的職員を集中的に投入し、情報源・指標の利用可能性の検討、推計方法の抜本的見直し、システム開発を行う。</li> </ul>	各府省	平成 21 年度から実施する。
ウ 各府省の取組への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各府省における基本計画への予算・定員面を中心とした取組状況に関する情報共有・調整等を行うための場を設置する。</li> <li>○ 上記の情報共有・調整等を踏まえ、毎年度の概算要求時に「各府省統計調査計画等審査意見」を提出する仕組みを活用するなどして、各府省が行う統計リソースの確保・有効活用の実現が図られるよう財政当局に働きかける。</li> <li>○ 定員管理当局に対し、各府省が整備すべき統計の必要性等について、理解を得られるよう情報提供等の必要な働きかけを行う。</li> </ul>	総務省	平成 22 年度から実施する。
エ 府省横断的な統計ニーズへの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 効率的な統計整備を図る観点から、府省横断的な基幹統計調査の実施等に総務省統計局の機能・リソースを最大限に活用する。また、統計調査を効率的に実施する観点から、関係府省の協力により、必要に応じて共管・共同調査として実施することも検討する。</li> </ul>	各府省	平成 21 年度から実施する。
オ 緊急ニーズへの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急ニーズが生じたときは、取組の方向性を踏まえ、行政記録及び既存統計調査結果を活用する。 その際、既存統計の特別集計に加え、継続的に実施されている統計調査に対する調査事項の付加や、附帯調査として実施することについても検討する。調査が複数の府省の所管になる場合には、必要に応じ調整を図る。</li> </ul>	総務省、関係府省	平成 21 年度から実施する。

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 上記により難く、新たな統計調査の承認が申請された場合には、承認審査事務を簡素化・迅速化することにより対応する。	総務省	平成 21 年度から実施する。
(2) 実査体制（統計専任職員等）の機能維持、国と地方の連携	○ 地方公共団体を經由する必要がある調査（原則として、調査員調査が必要な調査）の範囲を精査し、必要な見直しを実施する。	各府省	平成 21 年度から実施する。
	○ 新たな統計整備ニーズを含め、基本計画に基づき、地方統計機構の業務量を極力平準化するよう調整に努める。	総務省	平成 21 年度から実施する。
	○ 地方公共団体を經由する調査について、報告者負担にも留意しつつ、地方のニーズも踏まえ、地方表章の充実を計画的に推進するとともに、上乘せ調査（客体数、調査事項）を地方公共団体が実施できるよう支援する。	各府省	平成 21 年度から実施する。
	○ 地方統計機構の機能をより充実させる観点から、都道府県の実状や意見も踏まえつつ、専任費制度の基準単価、交付対象範囲等の運用の見直しについて検討する。	総務省	平成 22 年度までに結論を得る
	○ 各府省と協力して、地方公共団体の政策部門や人事・財政部門等に対し、所管する統計調査の具体的な利活用方策、統計の有用性等を周知することにより、地方統計機構が必要な人材を確保できるよう支援する。	総務省	平成 21 年度から実施する。
	○ 各府省及び地方公共団体と共同し、統計調査員（統計調査指導員を含む。）の職務を精査して、現状の統計調査環境に対応した統計調査員の役割を定めるとともに、それに応じた処遇改善等を早急に検討し、実施するよう努める。	総務省	平成 21 年度から検討する。
	○ 統計調査員の役割や社会的重要性について、地方公共団体とも連携し、継続的に調査客体等に対する周知を推進する。	総務省、関係府省	平成 21 年度から実施する。
	○ 統計調査員の効率的な活用を図るため、地方支分部局等を通じて育成・確保している統計調査員の情報を地方公共団体にも提供する仕組みを構築する。	各府省	平成 21 年度から実施する。

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(3) 統計職員の人材の育成・確保 ア 中核的職員の計画的な確保・育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中核的職員については、可能な限り府省内において、統計の利用部局と作成部局間を異動させるなどの人材育成方針等を定め、その実行に努める。</li> <li>○ 府省間、国・地方、官・学の相互の信頼関係を醸成し、良質の人材を育成するという共通認識の下に、任期付職員採用制度の有効活用にも留意しつつ、府省間・国地方間・官学等の人事交流を推進する。</li> <li>○ 統計を主管する局・部を有する府省は、各府省の実情に応じて、10年以上の公務員歴を有する統計主管部局所属職員全体に占める中核的職員の割合や、所属職員の研修受講目標等に係る努力目標を設定するなどして、計画的育成に努める。それ以外の府省においても、統計主管部署において、同様の取組に努める。</li> <li>○ 今後導入される予定の人事評価制度において、統計部局に所属する統計関連職員の専門性を高める観点から、当該職員の目標として統計の専門性の向上に関連する事項を設定するよう努める。</li> <li>○ 各府省及び地方公共団体のニーズを踏まえつつ、1次統計作成上の実務能力の向上を図るための研修や2次利用における実務能力向上に直結する研修等を充実する。</li> <li>○ 各府省の取組を推進・支援する観点から、その取組状況を把握し、府省間での情報共有を図るとともに、各府省の研修ニーズと総務省統計研修所の研修カリキュラムの連絡・調整等の充実を図る。</li> </ul>	各府省	平成 21 年度から実施する。
イ 国際社会において貢献できる人材の確保・育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国際統計分野で活躍できる職員の養成のため、海外の政府統計機関への派遣を含めた国際対応能力・経験の向上方策を推進する。</li> <li>○ 統計基準の設定・改定等の国際的な課題について、各府省による情報共有、対応策の研究・検討を行う場を設け、戦略的な国際対応力の向上を支援する。</li> </ul>	各府省	平成 21 年度から実施する。
ウ 人材の確保・育成に向けた研究の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 専門性の高い人材の確保・育成に資するため、統計職員の有すべき専門知識・能力の目標設定、目標とされる知識・能力の獲得支援のための方策の策定などについて、諸外国の事例等を参考にしつつ研究を実施する。</li> </ul>	総務省、各府省	平成 22 年度から実施する。

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 経済社会の環境変化への対応 (1) 統計ニーズの継続的な把握・活用	○ 基本計画部会の活動の一環として、各府省の政策部門、関係学会、経済界等の統計利用者との意見交換を随時実施し、府省横断的な統計作成基盤の整備、新たな統計の整備等を中心とした統計利用者のニーズへの対応について絞り込んだ検討を行った上、その結果を関係府省の統計整備・提供及び基本計画の見直しや、諮問事項の審議等に活用する。	内閣府	平成 21 年度から実施する。
	○ インターネット上の「政府統計の総合窓口」(e-Stat)の意見・要望を把握するための掲示板機能の活用などにより、幅広く統計の整備・改善や二次利用等に係るニーズを把握するとともに、把握した情報及び e-Stat の利活用状況等を各府省と共有することにより、各府省の統計整備・提供等の充実を推進する。	総務省	平成 21 年度から実施する。
	○ 個別統計の調査計画について、府省内の利用者や、有識者・報告者等の意見等を把握し、調査計画の見直しに活用する取組を継続・充実を図る。	各府省	平成 21 年度から実施する。
(2) 統計の評価・作成方法の見直し・効率化の考え方	○ IMF データ品質評価フレームワーク等を基に、「統計の品質表示のための共通様式」を含めた統計の品質に関する自己評価のためのガイドラインを策定する。	総務省	平成 21 年度に実施する。
	○ 所管する公的統計について、前記のガイドラインに基づく自己評価を計画的に実施し、見直し・効率化の余地を検討する。	各府省	平成 22 年度から実施する。
	○ 各府省の自己評価結果を取りまとめ、その結果を新統計法第 9 条及び第 19 条の承認審査等に活用し、各府省の負担軽減を図る。	総務省	平成 22 年度から実施する。
(3) 統計に対する国民の理解の促進 ア 国民・企業への広報・啓発活動の充実	○ 各府省のホームページにおいて、所管の各統計調査の結果を利用することの有用性(国民生活等にどのように役立っているか等)や調査に協力しなかった場合に生じるおそれのある不都合などについて具体的に理解できるような広報を行うとともに、調査結果をより分かりやすく、使いやすい形態で掲載するための具体的方策を各府省の協力を得て策定する。	総務省	平成 21 年度に実施する。
	○ 上記の具体的方策に基づいて、ホームページの掲載内容等の改善を図る。	各府省	
	○ 報告者に統計の有用性を理解してもらうための効果的な周知に努めるとともに、統計調査の円滑な実施を図るため、各府省が一体となってマンション・ビル管理の業界団体等に対する協力を要請する。	総務省、各府省	平成 21 年度から実施する。

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
イ 非協力者への対処方針	○ 各府省や実査部門等の協力を得て、統計調査への非協力者に対する具体的な対処方策について検討する。	総務省	平成 21 年度に結論を得る。
	○ 上記の具体的な対処方策に基づいて、所管の統計調査における非協力者に対処する。	各府省	平成 22 年度から実施する。
ウ 統計リテラシーや統計倫理を重視した統計教育の拡充	○ 統計研修所で実施する研修に、教員を積極的に受け入れる。	総務省	平成 23 年度から実施する。
	○ 現在実施している教員への研修における受入人数の拡大や研修内容の充実を図る。	総務省	平成 23 年度から実施する。
	○ 各府省や統計関連学会の協力の下、各府省がホームページから統計調査の結果を提供するに当たり、統計調査の具体的な有用性や調査への協力の重要性に対し、児童・生徒が関心を持つような分かりやすい教材として掲載するための具体的方策を検討する。	総務省	平成 23 年度までに結論を得る。
	○ 上記の具体的方策を踏まえ、ホームページの掲載内容を改善する。	各府省	平成 24 年度から実施する。
	○ リソースの許す範囲内で大学、社会人等に対する情報提供や講義など統計に対する理解・関心を深めるための活動を行う。	各府省	平成 21 年度から実施する。
4 統計データの有効利用の促進 (1) オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供 ア ガイドラインに基づく事務処理の実施	○ 「委託による統計の作成等に係るガイドライン」(仮称)及び「匿名データの作成・提供に係るガイドライン」(仮称)に基づき、二次利用に係る事務処理を適切に実施する。	各府省	平成 21 年度から実施する。

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担 当 府 省	実 施 時 期
イ 利用可能な統計調査やサービスの周知	○ 毎年度当初に、当該年度に二次利用の対象とする統計調査やサービスに関し、統計調査名、提供するサービスの内容、申出受付時期・期間、提供予定時期等を盛り込んだ二次利用に関する年度計画を策定し、各府省のホームページ等で公表する。	各府省	平成 21 年度から実施する。
	○ 各府省の策定した二次利用に関する年度計画及び前年度における各府省の二次利用の実績（申出書の受付状況、審査結果状況、申出への対応困難な事案件数と理由、作成した統計等や匿名データの提供状況等）を取りまとめ、新法第 55 条に基づく法の施行状況の報告と併せ、その概要を公表するとともに、統計委員会に報告する。	総務省	平成 21 年度から実施する。
ウ 制度の円滑な運用	○ 所管の基幹統計調査の中から二次利用の対象とする統計調査とサービス（オーダーメイド集計か、匿名データか、その両方か）を選択した上で、新法が全面施行される二次利用に係る事務処理を適切に開始する。	各府省	平成 21 年度から実施する。
	○ 二次利用のニーズやリソースの拡大状況を踏まえながら、順次、二次利用の対象とする統計調査や提供するサービスの拡大を図る。	各府省	平成 22 年度から実施する。
	○ 二次利用のニーズに適切に対応し、二次利用の制度を円滑に運営していく観点から、毎年度、統計リソースの確保について最大限の努力を行う。	各府省	平成 21 年度から実施する。
	○ 各府省における二次利用のニーズやリソースの拡大状況を踏まえ、将来の二次利用の在り方について、統計データ・アーカイブと併せて検討する。	総務省	平成 24 年度から検討する。
	○ オンサイト利用について検討する。	総務省	平成 21 年度から検討する。
エ 制度に係る事務処理の支援	○ 上記ウの各府省における所管統計調査のオーダーメイド集計や匿名データの提供に係るサービスの開始・拡大を支援する観点から、政令規定法人の 1 つとして独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）が各府省からのオーダーメイド集計や匿名データの提供の委託の受け皿となる体制を整備するよう必要な措置を講じる。	総務省	平成 21 年度の早期に実施する。
(2) 統計データ・アーカイブの整	○ 統計データ・アーカイブの整備に向けた具体的な検討を行うため、各府省や政令規定法人、有識者、統計関連学会等の協力を得て、統計データ・アーカイブ整備検討会議（仮称）を設置	総務省	平成 25 年度までに結論を得る

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
備	し、その整備・運用方法、保有すべき機能、対象データの範囲・保存方法を検討する。		
ア 統計データ・アーカイブの整備	○ 統計データ・アーカイブの整備に当たって、総合科学技術会議や統計関連学会等に対し協力を要請する。	内閣府	平成 25 年度に実施する。
イ 調査票情報の保管・管理方法	○ 上記アの統計データ・アーカイブ整備検討会議（仮称）において、統計データ・アーカイブの入力データに活用する調査票情報等を各府省が適切に保管・管理できるようにするため、各府省の基幹統計調査に係る調査票情報データ、匿名データ、調査概要書類、符号表等の保管・管理方法等を内容とする調査票情報等の保管・管理に関するガイドラインを策定する。	総務省	平成 22 年度までに実施する。
	○ 上記ガイドラインに基づき、所管の基幹統計調査に係る調査票情報、匿名データ、調査概要書類、符号表等を適切に保管・管理する。	各府省	平成 23 年度から実施する。
	○ 上記の取組を支援する観点から、統計センターが各府省からの調査票情報、匿名データ等の保管・管理の委託の受け皿となる体制を整備するよう必要な措置を講じるものとする。	総務省	平成 23 年度までに実施する。
5 その他	○ 毎年度、統計センターにおいて運用管理されている共同利用システム等を活用し、最適化計画に基づき、府省間でのデータ共有や提供を推進する。	各府省	平成 20 年度から実施する。
(1) 政府統計共同利用システムの活用等による府省間でのデータ共有や提供の推進	○ 最適化計画の実施評価報告書の作成等を通じて、同計画に基づく各種の取組について、毎年度フォローアップを着実に実施し、取組内容の評価、改善を行うとともに、最適化計画や共同利用システムに関する諸課題等の的確な把握等を行い、必要に応じ同計画の見直しを行う。	各府省	平成 20 年度から実施する。
(2) 研究開発の推進（情報通信技術の利活用等）と学会等との連	○ 経済産業省、日本銀行、大学、統計関連学会等の協力も得て、加工統計の処理のための研究開発のコンソーシアムを形成し、SNA等の加工統計の構築プロセスなど、高度な情報通信技術の利活用による様々な加工統計作成や統計の高度利活用のための研究開発を推進する。	内閣府	平成 21 年度から実施する。

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
携強化	○ 統計に係る研究開発について、総合科学技術会議、統計関連学会等に対し協力を要請する。	内閣府	平成 21 年度に実施する。
	○ 公的統計の作成方法に関する調査、研究及び開発の実施に当たって、学界等の有識者の知見をより幅広く活用する観点から、総合科学技術会議や関係学会等とも連携し、プロジェクト型（公募型・競争型）による研究等を推進するとともに、これらの研究結果をインターネット上で公開するなどして、情報共有を図る。また、関係学会等から公的統計の整備・提供に資する研究に協力を求められた場合、関係資料の提供を含め可能な限り対応する。	各府省	平成 22 年度から実施する。
	○ 統計利用者との意見交換の場を活用し（3.（1）参照。）、上記各府省と学界等との連携強化を支援するとともに、公的統計の整備・提供等に当たって有用と考えられる研究課題を、関係学会等を通じて周知するなどして、学界等の有識者による研究の推進を促す。	内閣府	平成 21 年度から対応する。
	○ 統計の中核を担う人材の育成を図る観点から、大学及び大学院の講義等を活用するとともに、大学等との間で研修講師の相互派遣等を通じて連携を強化する。	各府省	平成 22 年度から対応する
(3) 中立性の確保	○ 3.（2）で策定するガイドラインに、作成過程の一層の透明化や、公表期日前の事前情報を共有する範囲・手続等についても規定する。	総務省	平成 21 年度に実施する。
	○ 上記ガイドラインを踏まえ、結果の公表に併せて調査の方法などの統計の作成過程についてインターネット上等で公表する。 ○ 公表日前の基幹統計について、事前情報の共有範囲等を限定する内規を整備し、公開する。	各府省	平成 22 年度から実施する。
	○ 新統計法において公表期日以前に基幹統計を漏らすことが禁止されていることを周知徹底する。	各府省	平成 21 年度から実施する。

「第4 基本計画の推進・評価等」部分

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 基本計画の進捗管理・評価等	○ 「基本計画推進会議」(仮称)を設置し、基本計画に掲げられた施策を府省間で密接な連携を図りつつ推進するために必要な連絡、調整及び検討を行う。	各府省	平成 21 年度から実施する。
	○ 総務大臣は、毎年度、基本計画の実施に関する各府省の前年度の取り組みを取りまとめ、新統計法(以下「法」という。)第 55 条第 2 項に基づく施行状況報告として、統計委員会に報告する。また、統計委員会は、基本計画に掲げられた施策のうち重点的な課題について、必要に応じて関係府省から取組状況に関する報告を求める。 ○ 統計委員会は、上記報告を踏まえ、統計リソースの確保も含めて当該施策の取組状況について、統計利用者のニーズ等を勘案しつつ客観的な評価・検証を行った上で、必要に応じて関係府省に対し取組の再検討、見直し、促進等のために法第 55 条第 3 項に規定する意見(以下「意見」という。)を提示する。	内閣府(統計委員会)、総務省	平成 22 年度から実施する。
	○ 総務大臣から基幹統計に関する諮問を受けた際、基幹統計の作成方法等について基本計画別表に掲げられた措置との整合性を確認し、必要に応じ、諮問対象の基幹統計については総務大臣に対する答申を通じて、また、当該基幹統計に関連する統計についてはフォローアップの一環として関係府省に提示する意見を通じて、整合性を確保する。	内閣府(統計委員会)	平成 22 年度から実施する。
	○ 関係府省に対し意見を提示するに当たっては、学会等の有識者とも連携し、調査審議に資するための調査研究を必要に応じて実施する。	内閣府(統計委員会)	平成 22 年度から実施する。